

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

20190049

S18060

S24161

③施設名等

名称：	泉ヶ丘学院
施設長氏名：	乾 隆雄
定員：	90 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	堺市中区平井482番地
T E L：	072-278-0374
U R L：	www.nankokai.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1958/5/17
経営法人・設置主体（法人名等）：	
職員数 常勤職員：	社会福祉法人 南湖会
職員数 非常勤職員：	19 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	21 名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	調理師
上記有資格職員の人数：	5 名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	44
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

理念：児童福祉の理念に基づき業務を行い、児童を取り巻く諸問題に目を向け、人間性を育てることを基本とし、集団生活を通して情緒の安定とより自己を知ることにおき、健全な社会生活を見いだせる人間の形成に努める。
 基本方針：①人権尊重②好ましい人間関係③生活環境の向上④対話を大切に内面の理解⑤親子関係・家庭支援⑥研究と専門性向上⑦密な情報交換・相互理解⑧施設の小規模化と家庭的養護の推進⑨地域社会との連携・子育て支援⑩法令遵守⑪プライバシー保護

⑤施設の特徴的な取組

- ①近隣の小中学校教師との良好な関係の構築
小中学校教師との交流会を定期的に行ない、子どもたちの理解を深めるとともに、合同研修会を行なうことで施設と学校とが一貫した支援ができるよう関係を築いています。
- ②地域社会との深い繋がり
施設の地域開放や、地域の健全育成活動への参加など、地域に根付いた施設として子育て支援の拠点となれるよう地域社会との繋がりを深めています。
- ③家庭らしさを感じる温かみのある支援の提供
月に一度、ホーム食づくりとして、子どもたちと話し合い献立を決め、買い物から調理に至るまでを職員と子どもたちが協働しています。また、分園型ホームでは、より家庭に近い環境の中で、毎日の朝食やお弁当づくり等を子どもたちと共に行なっています。
- ④一人ひとりの誕生日を大切にした取り組み
毎月、それぞれの子どもの希望に応じた誕生日会を開き、「生まれてきてくれて、ありがとう」というメッセージを伝える取り組みを行なっています。また、個人アルバムを準備し、子どもたちが自身の成長の記録をいつでも見ることができるようになっています。
- ⑤アフターケア
退所後の支援にも努めており、里帰り会や成人式の祝電を送る取り組みが行われています。卒院生を施設に迎え、中高生を対象に体験談を話してもらう取り組みは、個々が意識を高めるきっかけとして有意義な時間となっています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/1/26
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/4/26
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29年度

⑦総評

◆特に評価の高い点

【地域との良好な協力関係と施設機能の還元】

地元自治会主催の行事をはじめ、地域の秋祭り、子ども会スポーツ大会、地域の清掃活動に参加することなど、子どもと地域との交流を広げる取組が積極的に行なわれています。また、小中学校との合同研修会や施設主催の子どもの広場を継続的に行なうことで開かれた施設となっていて、地域の子育て支援の拠点として大きな役割を果たしています。

【子どもの養育支援の標準的な実施方法の確立】

【独自の援助指針や事業計画において、日常生活の援助・支援・指導の基本要領・具体的な取組等を明らかにし、権利擁護や生活支援等に関するマニュアルを文書化しています。毎年度初めに、職員会議や各ホーム会議で、養育・支援の実施方法を確認・周知し、その後の各会議においては、職員間で差異なく標準的な養育・支援が実施されているかを確認する体制が築かれています。

【施設と家族との信頼関係づくり】

子どもたちの施設生活について家族が安心を得られるよう施設見学や説明を行なっています。また、外泊中の様子などから保護者の困り感を見つけて相談・助言等を行ない、子どもの思いも引き出しながら保護者の思いを代弁して伝えるなど、家庭支援専門相談員や担当職員を中心に、良好な親子関係の構築に努めています。

◆改善を求められる点

【具現化可能な中長期計画の策定】

施設の小規模化や地域分散化に向けた施設整備計画だけでなく、組織体制、職員体制、人材育成計画等の経営課題や解決方法、それらを具体的に実現するための根拠となる収支計画を含んだ中長期計画の策定が求められます。

【人事考課を含めた人材育成計画の策定】

児童一人ひとりの人生・家庭背景を見据えた総合的な支援を行なうために、職員の個々のキャリアを生かした高いレベルの養育・支援を提供しています。ただ、今後は、個々に求められる役割と期待値を明確にし、それに応じた人材育成計画を策定することによって、総合的なキャリアアップの仕組みを構築していくことが要求されます。

【組織的・継続的なリスクマネジメント体制を構築】

安心・安全な養育・支援への取り組みとして、「危機管理（リスクマネジメント）について」や「日常における危機管理」、市の「児童養護施設危機管理ガイドライン」等を活用しながら、各ホームや全体での話し合いや情報共有がなされるなどが行われてはいますが、一方で、日常的な安心・安全な養育・支援を確かなものとするため、ヒヤリハット・アクシデント事例を活用し、発生要因の分析、改善策・再発防止に向けて、リスクマネージャー（施設長・副施設長）を中心としたいっそうの取り組みが求められます。

【災害時の様々なシチュエーションを想定した事業継続計画（BCP）の作成】

様々な災害（地震やその他の災害や天災等）を想定し、職員全員で施設や子どもの安全確保のために取り組まれています。今後、事業継続計画（BCP）の作成に着手されることが求められます。また、日中（休日等）の外出時における子どもの安否確認方法を明確化するなどし、子どもの安全確保のための取り組みを組織的に行なうことが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確化し、法人・施設の質の改善を図っていきたいと思います。ご指導ありがとうございました。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の理念・基本方針は、年度初めに周知しており、職員会議等での事業の進捗状況の報告時において、継続的に周知する取り組みを行なっています。 ■理念・基本方針は確立していますが、法人と施設の考え方のすみわけが不明瞭です。今後は、法人と施設の理念・基本方針をそれぞれ分かりやすく明文化していくことが望まれます。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■区の子育て支援関係者会議、政令市部会や法人の事業運営会議に出席し、社会福祉事業全体の動向を把握していることが伺えます。また、福祉サービスのコスト分析や利用状況の把握は施設として毎月行なっています。 ■今後は、市の障害者福祉計画等の策定動向を把握し、地域の福祉ニーズやその特徴、変化等から課題を明確にして分析していくことが望まれます。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■法人内の幹部会議や主任会議等で事業運営の進捗状況を確認していますが、経営課題の明確化には至っていません。 ■今後は、経営状況の把握や分析について、組織として具体的な取り組みを行い、役員や管理者のみならず、職員への周知を図っていくことが望まれます。 	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■社会的養護推進計画において、中・長期的な目標（ビジョン）が示されていますが、具体的な取り組みや成果の明示には至っていません。 ■今後は、中・長期目標の数値化や具体的な成果などを設定し、実施状況の評価を行える計画にしていくことが望まれます。 	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■中長期計画の内容が十分でないため、事業計画との整合性は確認できませんが、前年度の収支、評価に基づいて、具体的な目標を設定し立案しています。 ■今後は、中長期計画を踏まえた事業計画になるよう組織的な取り組みを行なうとともに、数値目標や成果等を設定することにより、事業の成果を明確にしていくことが望まれます。 	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<p>■事業計画の策定については、リーダー会議、各ホーム会議、役割担当者会議で職員参画のもと1年間の総括を行ない、それらの方向性を指導会議で策定しています。</p> <p>■事業計画は、年度初めに職員全員に配布し、毎月の職員会議で月次報告がなされ、事業内容の評価が行なわれています。</p> <p>■今後は、計画の評価から見直しに至るプロセスを明確にしていくことが望まれます。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】		
<p>■事業計画は、子どもの生活に関係する内容を中心に、朝の集いやホームの集い、児童会、自治会等で継続的に理解を促す取り組みをしています。</p> <p>■今後は、主な内容を分かりやすく説明した資料等を作成するなど、子どもや保護者に分かりやすく周知していくことが望まれます。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
<p>■朝のミーティングや職員会議、指導会議等で養育・支援の質の向上に向けた取り組みが行なわれています。また、第三者評価を定期的に受審され、サービスのチェックが実施されています。</p> <p>■今後は、第三者評価の受審の有無に関わらず、年1回、自己評価を行う体制を構築するとともに、評価結果の分析、検討、改善に至るまでの仕組みづくりが望まれます。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
<p>■それぞれの会議で把握した課題は、職員で共有し、生活のしおりの見直しや働きやすい職場づくりなど、改善に向けた取り組みが行なわれています。</p> <p>■今後は評価結果にもとづき、組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策については、計画的・継続的に進めていく仕組みの構築も求められます。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】		
<p>■施設長は、管理規定や管理規定マニュアル等で施設の経営・管理に関する方針と取り組みを明確にするとともに、朝のミーティングや職員会議において自らの役割と責任を表明し理解を図っています。また、平時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割を責任についても明確化しています。</p> <p>■今後は、自らの役割と責任について、職員や子どもたちだけでなく、ホームページ等を各活用していくことで、幅広く表明し、理解を図る取り組みをしていくことが望まれます。</p>		

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■施設長は堺市との定例会、施設長研修等へ出席することで遵守すべき法令を正しく理解し、利害関係者との適正な関係を保持するよう努めています。また、職員に対しては、関係法令等の改正時などには、職員会議で周知するとともに、必要な資料を作成し説明をしています。</p> <p>■今後は、環境への配慮等を含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、周知するとともにリスト化していくことが望まれます。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>■施設長は、職員会議をはじめ指導会議、リーダー会議等にも積極的に参加し、日頃から療育内容や課題について把握しておくことによって、指導力を発揮しています。</p> <p>■ケースに応じた個別の指導や実際の現場に入ることにより、チームとしてのアプローチの重要性を伝えるなどの取り組みを行なっています。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		
<p>■今年度より施設内に労務改善検討委員会を立ち上げ、働きやすい職場と環境づくりに努めています。</p> <p>■今後も、労務改善委員会を中心に施設内の業務課題や効率の良い働き方などの検討がいつそう進められていくことを望みます。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
<p>■「期待する職員像」を明確にするとともに、採用時に無資格であっても、採用後資格取得を促すなどして福祉人材の確保・育成に尽力しています。また、人材確保のために就職フェアや大学に出向いて採用活動を行なうなど、精力的に行動しています。</p> <p>■今後は、専門職の配置など必要な人材や人員体制について論議を進め、具体的な計画を策定・実行することが望まれます。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】		
<p>■現在、具体的な人事管理は行なわれておらず、職員が将来の姿を描けるようなキャリアアップ制度は検討中です。</p> <p>■今後は、人事基準や職員評価の方法を明文化するなど、人事管理の仕組みを構築していくことが望まれます。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>■職員の労務管理を施設の課題と認識しており、タイムレコーダーを設置することで実態の把握を行なっています。また、労務改善委員会の運用が始まり、働きやすい職場環境づくりの構築に力を入れています。</p> <p>■養育については、チーム支援を行なっており、ケースの抱え込みがないように主任、ホーム責任者、心理士等と密に連携する体制を整えています。</p> <p>■今後は、人材の確保・定着に結びつく「施設の魅力」について探求していく組織ぐるみの取り組みが望まれます。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】 ■施設長が職員と個別面談を行ない、その考えや思いをできるだけ傾聴し、育成に向けて取組んでいますが、目標管理のための仕組みの構築には至っていません。 ■今後は、職員の育成に向けた取り組みの一環として、職員個々の目標管理やキャリアパス等の仕組みを構築していくことが求められます。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】 ■職員研修計画に「期待する職員像」を明示し、基本的な考え方や研修課題、経験年数に応じた研修体系等が策定されていますが、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示までには至っていません。 ■今後、研修内容やカリキュラムを定期的に見直し、職員の資質向上のためのPDCAサイクルが起動する仕組みの構築が求められます。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】 ■職員研修計画に基づいて、定期的な内部研修や外部研修への派遣を行っており、職員全員が、年に1回は研修に参加できるよう取り組んでいます。 ■研修報告も適切に行なわれており、職員会議での報告や伝達研修によって、職員全体での情報共有を図っています。 ■今後は、職員の経験や習熟度に応じて、必要とする知識・水準に応じた教育・研修の仕組みを確立していくことが望まれます。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 ■「実習受け入れマニュアル」や「実習の心得」に基づき、大学との連携のもと、実習を積極的に受け入れています。 ■今後は、専門職種それぞれの特性に配慮したプログラムを準備するとともに、実習指導者養成に向けた取り組みの充実が望まれます。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 ■ホームページが作成され、法人と施設の様々な情報を公開しており、定款、役員名簿、苦情解決、幹事監査報告等を明らかにしています。また、第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会ホームページに公開しています。 ■今後は、事業計画等が対外的により分かりやすく情報提供がなされ、ホームページの内容の更新等、施設運営の更なる透明性の確保が望まれます。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】 ■施設における事務、経理、取引等に関するルールは経理規定に定められています。 ■毎月会計センターによる月次決算書類のチェックを受けるとともに、監事による内部監査を実施することで適正な経営・運営の取り組みを行なっています。 ■今後は、施設の事業、財務について、監査の結果や指摘事項に基づいた経営改善を明確にしていくことが望まれます。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 ■理念や基本方針に地域との関わりについての考え方を明記するとともに、秋祭り等の地域行事の参加や子どもスポーツ大会や地域の清掃活動に参加することで子どもと地域の交流を広げるための取組を行なっています。 ■また、自治連合会に加入し、子ども会の委員を担うなど、町内会のつながりの中で日常的に声をかけあう関係性を築くことで地域に開かれた施設となっています。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ■事業計画や「ボランティア活動のお願い」において、基本姿勢を明確にし、詳細に説明しています。 ■学習指導、散髪、縫い物、遊び等、様々な活動で積極的にボランティアを受け入れており、子どもたちと交流を図っています。 ■今後は、子どもたちの支援の充実はもちろん、次世代の人材育成などの目的をも明確に示した受け入れマニュアルを整備することが望まれます。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 ■こども家庭センター、官公庁など個々の子どもの支援に必要な団体や社会資源をリスト化し、職員に周知しています。また、要保護児童対策地域協議会やこども園、小中学校との交流会に参加し連携を適切に行なっています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】 ■地域の自治連合会の諸団体に委員（防犯委員、子ども会・青少年指導委員、スポーツ振興委員等）として参画し活動しており、地域の福祉ニーズを把握する取組を積極的に行なっています。 ■小中学校のPTAや民生児童委員と連携し、地域ネットワーク研修会や法人内こども園主催の研修会を開催するなど地域支援に努めています。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】 ■地域の自治連合会の各委員会や小中学校PTA活動の参加により把握したニーズに基づき、地域の独居老人に子どもたち手作りのクリスマスカードを手渡す取り組みや、地域交流を目的とした「こどもの広場」を主催し、地域の子育て拠点になるよう尽力しています。 ■また、広域的な事業として短期入所事業の実施や老人ホームへのボランティア活動を積極的に行なっています。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 ■毎朝、倫理綱領を唱和し、養育・支援について共通の理解を持ち、実践できるよう取り組んでいます。また、子どもの年齢に応じた自立支援計画の作成や、事業計画には養育・支援の基本姿勢を明示し、職員会議等において周知しています。 ■今後、子どもの尊重や基本的人権についての配慮について、施設内で定期的に勉強会を行うなどして、さらなる状況の把握・評価を行なって、先手先手の対応を図っていくことが期待されます。		

<p>② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>b</p>	
<p>【コメント】</p> <p>■子どものプライバシー保護に関する施設の考え方は、「生活のしおり」や事業計画に位置付けられていますが、規定・マニュアルの作成には至っていません。</p> <p>■可能な限り、個人用の鍵付きロッカーやタンス等を準備するとともに、個々のスペースが確保できるようなハード面の工夫も行なっています。</p> <p>■今後は、プライバシー保護に関する規定・マニュアル等を作成し研修を実施するなどして、権利擁護についての明確な姿勢を打ち出していくことが望まれます。</p>		
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>	
<p>【コメント】</p> <p>■子どもや保護者に対しては、事前の説明や入所時にはパンフレットや「生活のしおり」、また、施設のアルバム等を活用し丁寧に対応しています。希望があれば、見学も行い、必要な情報を積極的に提供しています。また、一方で子どもの嗜好などについても観察し、入所後の支援に役立てています。</p> <p>■今後も積極的な情報提供を行うために、ホームページの内容をより充実させ、定期的に情報を更新するなど、子どもや保護者に対する情報提供に力を注ぐことを期待します。</p>		
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>	
<p>【コメント】</p> <p>■養育・支援の開始時は、子どもや保護者の不安が軽減されるよう細心の注意を払い、子どもを受け入れる体制を整えています。また、権利ノートや「生活のしおり」を用いて、施設の生活について丁寧に説明しています。その中で、保護者に対し、予防接種の同意書や私物の取扱い等に関する同意を得るようにもしています。</p> <p>■意思決定の困難な子どもや保護者に対しての配慮については、多様さを考慮しつつ、施設としての明確な手段・方法を定めておき、その説明・運用が適切に行なわれることが望まれます。</p>		
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>	
<p>【コメント】</p> <p>■養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行にあたっては、関係機関と十分なカンファレンスを実施し、子どもの様子や特徴を伝え、理解を深めてもらえるよう配慮しています。また、施設を退所する子どもに対しては、必要に応じて学校を含めた関係機関との話し合いや見守り体制を構築し、安心して地域で過ごせるよう配慮しています。</p> <p>■今後、情報提供の整理や手順の統一、措置変更、家庭引き取り等についてのマニュアル化を進めるとともに、アフターケアの考え方や実践の手順等について文章化して、退所後の安心できる支援体制が築いていけるよう望まれます。</p>		
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>	
<p>【コメント】</p> <p>■利用者アンケートや子ども会、児童会、集いなど多様に子どもたちと話し合う機会を作ることで、利用者満足の向上の取組を行なっています。子どもの意見を取り上げ、施設全体で話し合いを行ない、子どもたちが主体的に生活を考える機会を用意しています。</p> <p>■大人がよく耳を傾け、また、話し合った結果を子どもたちが実感できる体験を増やしていくことを今後の課題としているとのことです。子どもの満足の向上について、より一層意識して取り組まれることが期待されます。</p>		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者 評価結果
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】		
<p>■苦情解決の体制は整備されており、第三者委員との話し合いの機会も定期的に設けています。</p> <p>■今後は、出された苦情のフィードバックや公表の方法、また、改善策の検討などについても、その仕組みを明確にしていくことが求められます。</p>		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】		
<p>■意見箱を設置することや、「生活のしおり」で相談や意見を述べる方法が複数あることを周知するとともに、子どもとの個別外出時での関わりでは、さまざまな話に耳を傾けるよう心がけて、担当職員は子どもたちとの信頼関係の構築に努めています。</p> <p>■保護者との関りも丁寧に行なっており、落ち着いた環境で、しっかり話を聞く姿勢を大切にしています。</p>		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】		
<p>■日々の生活の中で子どもたち一人ひとりの相談に応じて思いを聴き、求めにも迅速に対応しています。また、年1回アンケートを実施し、児童会や子ども会等を通じて意見や要望を把握しています。意見や相談があった際は、苦情解決の仕組みと同様な対応がなされており、必要に応じて各部門での見直しが行なわれています。</p> <p>■今後は、子どもの相談や意見への対応姿勢をはじめ、受付の手順、検討・記録方法、結果説明などを具体的に明示したものを整え、苦情解決対応のあり方を充実させていくことが望まれます。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】		
<p>■「危機管理（リスクマネジメント）について」や「日常における危機管理」、市の「児童養護施設危機管理ガイドライン」を活用して、各ホームや全体での話し合いや情報共有がなされ、安心・安全な養育・支援が実践されています。施設長が施設の運営管理全般や非常災害対策の責任者として管理規定等に役割が明記され、また、緊急時の対応手順や連絡体制等も整備されています。</p> <p>■今後は、ヒヤリハット・アクシデント事例を活用し、発生要因の分析、改善策・再発防止に向けて、リスクマネージャー（施設長・副施設長）を軸にした更なる組織的・継続的なリスクマネジメント体制を構築することが望まれます。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>■感染症予防や発生時における子どもの安全確保のため、「感染症及び食中毒対策マニュアル」を作成し、職員に周知徹底し活用しています。また直近では、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応（シミュレーション）を追加するなど、必要に応じてマニュアルの見直しも行なわれています。さらに厚生労働省や堺市等からの通知や感染症等の伝達研修も、その都度職員会議等で周知しています。</p>		

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】		
<p>■防災管理の担当者を配置し、毎月避難訓練を欠かさず実施しています。また各ホームに非常時の職員の役割を示した自衛消防組織表を掲示しています。様々な災害を想定した中で、自然災害時対応マニュアルや日常生活における危機管理マニュアルを作成し活用するなど、職員全員で施設や子どもの安全確保のために取り組んでいます。</p> <p>■今後は、災害時の様々なシチュエーションを想定した事業継続計画 (BCP) を作成し、日中 (休日等) の外出時における子どもの安否確認方法などの整備等、組織的な取り組みが望まれます。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】		
<p>■施設独自の援助指針や事業計画において、日常生活の援助・支援・指導の基本要領・具体的な取組等を明示し、子どもの権利擁護や生活支援等に関するマニュアルを文書化しています。毎年度初め、職員会議や各ホーム会議で、養育・支援の実施方法を確認・周知しています。また、職員間で養育・支援の実施に差異が生じないように、各会議時に各種マニュアルに基づいた標準的な養育・支援を共有化できるよう再確認の時間が設けられています。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】		
<p>■養育支援の標準的な実施方法について、自立支援計画や各学期及び年度のまとめ等を定期的に見直しをする仕組みが確立されています。また子どもの意向に関しては、日常的な対話等からの意見の吸い上げを行ない、子どもの変化に応じて、その都度自立支援計画や訪問調査票等に反映するよう努めています。</p> <p>■今後は、子ども等からの意見・提案を養育・支援に反映する仕組みを確かなものとし、必要があれば、標準的な実施方法の見直しにもつなげるあり方が望まれます。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】		
<p>■自立支援計画策定の責任者を設置し、法人独自のシートを用いたアセスメントを適切に実施しています。</p> <p>■自立支援計画は担当ホーム職員が原案を作成し、自立支援検討会議で家庭支援専門相談員や心理職、ホームリーダー、主任等が検討に加わり策定しています。また支援計画は、児童相談所や学校、堺市等とも合議し、子どもの意向に配慮されています。さらに、処遇困難事例検討会も随時行なって、支援困難ケースに対応しています。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】		
<p>■学期毎や年度末の指導まとめを通して、定期的に自立支援計画の確認・見直しが行なわれます。</p> <p>■見直しは、子どもや保護者等の意向も踏まえながら、児童相談所等と協議しながら行なっています。</p> <p>■子どもの支援の変更に緊急性を要する場合は、児童相談所を入れてのケース会議を早急に開催し、計画の見直しに着手します。</p>		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【コメント】

- 情報の共有化は、パソコンのネットワークシステムがベースとなっています。また、毎朝のミーティング等によっても、施設内や各ホームでの情報共有が図られています。
- 日々の記録から子どもの長所や強み、課題点が日常的に把握でき、自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることは記録により確認できるようになっています。
- 記録の表現等について指導できる体制は整っていますが、記録要領等を作成し徹底を図ることが望まれます。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【コメント】

- 個人情報保護規程により、子どもの記録の保管・廃棄・情報の提供に関する規定が定められています。また個人情報保護に関する職員教育は、新任職員研修や、ミーティング等でも時機を逸さずその場で行なうようにしています。
- 今後は、個人情報の取り扱いについて、子どもや保護者へ周知を、ホームページや「入所のしおり」等を活用して、より分かりやすく説明できるような工夫が望まれます。

内容評価基準（25項目）□

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

<p>(1) 子どもの権利擁護</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>■子どもの権利擁護については、就業規則や管理規定マニュアル、事業計画の中で虐待や体罰の禁止について明記され、年度初めに事業計画を各職員に配布、説明を行い周知を図っています。</p> <p>■施設独自の援助指針や子どもの権利ノート、人権擁護のためのチェックリスト等を用いて、子どもの権利擁護への取り組みを行なっています。また、権利侵害の防止や早期発見のために児童アンケートの実施や週1回「みのさんボックス」（意見箱）の開示を行い、早期対応を図っています。今後も、この取り組みを継続していくことが期待されます。</p>	
<p>(2) 権利について理解を促す取組</p>	
<p>① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■年度初めに、子どもの年齢や発達に応じた「子どもの権利ノート」と「生活のしおり」（小学生低学年・高学年、中学生、高校生の四種）を配布し、それをうい小グループで話をする機会を設け、権利の意識化に努めています。</p> <p>■いじめ等が発生しないよう、子どもの年齢や発達に合わせた日々の活動等を通して、自他の権利について伝えています。</p> <p>■今後は、職員間で子どもの権利に関する学習の機会をいっそう増やし、間断なく取り組むことが望まれます。</p>	
<p>(3) 生き立ちを振り返る取組</p>	
<p>① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■入所後、生き立ちの整理ができるように一人ひとりのアルバムを準備し、進路や退所等の子どもの節目やタイミングに合わせて、生き立ちを振り返る時期や気持ちを受け止める時間を大切にするよう努めています。</p> <p>■子ども本人の出生や家族の状況等に関する生き立ちについては、児童相談所と連携し、ライフストーリーワークの実施や事実の告知等を慎重に協議し対応しています。</p> <p>■今後も子どもの年齢や発達に応じて、特に中高生との生き立ちの整理に繋がる取り組みを継続していくことが望まれます。</p>	
<p>(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>	
<p>① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>■管理規定マニュアルや事業計画に、「懲戒権の濫用の禁止について」・「人権侵害事案等の対応マニュアル」・「被措置児童等への虐待行為や不適切な対応があった場合の対応について」などを明文化し、職員会議や職員ミーティング等で全職員に周知徹底し、子どもへの不適切な関わりがないように努めています。</p> <p>■日常の子どもとのやりとりを大切にし、意見箱の設置など、日頃から子どもが意見を出しやすい環境づくりに努めていますが、不適切な関わりの防止については、子どもの自己防衛への学習機会の促進や虐待防止制度に関する子どもへの周知等のさらなる取り組みが望まれます。</p>	

(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>■子どもが主体的に生活を営み、自らの生活改善にも取り組めるよう、子どもたちと話し合いをする場（児童会・子ども会・集い等）があり、行事への参加については、その主旨や目的を伝えた上で本人の意思を尊重するよう努めています。</p> <p>■年齢や発達に応じて、小遣い帳への記帳や職員との買い物体験を通して金銭感覚が身につくよう支援をしています。</p>		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
【コメント】		
<p>■虐待や分離体験が、子どもの自尊感情の低さや人間関係構築の困難等に多大な影響を与えていることを理解した上で、子どもたちに寄り添いながら支援に努めています。</p> <p>■入所に際しては、短時間の慣らし養育や見学、また一時保護所に赴き面談をするなどし不安の軽減を図っています。</p> <p>■子どもの情報を全職員で共有し、個人名やマークが記された用具等も揃え、温かく迎え入れる準備をしています。</p> <p>■家庭復帰後も引き続き、子ども・保護者の相談を受けることを伝え、連絡があれば、児童相談所とも連携し対応しています。特に社会自立した子どもについては、定期的に連絡を取り状況把握に努めています。</p>		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>■リービングケアとして、アルバイトや調理訓練、SSTの受講や一人での生活体験等を実施し、「入所中にできる経験と失敗」を考え、困難場面での対応能力が身につくことを目標に支援しています。</p> <p>■退所した児童への誕生日カードや成人のお祝い電報の送付、里帰り会や卒業生の集いなど施設に来る機会を設け、状況把握や相談にも応じています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
<p>■日々の規則正しい生活の保障と子どもの要求や要望に応じていくことで、大人に守られているという実感が持てるようにし、心理療法等も活用しながら、心の安定に努めています。また子どものSOSのサインを見落とさないよう日々の言動等を見守り、子どもの悩みや不安に寄り添う姿勢を大切にしています。</p> <p>■子どもの試し行動や怒りのコントロールが困難な場合への対応として、落ち着かせるために場所・場面を変えるチームアプローチを心掛けています。</p>		

<p>② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■遊びや宿題、個々の買い物、通院時など、個別に関わる時間を大切にしています。各ホームにおける「集い」では、子どもの要求の把握に努め、「児童会」や「子ども会」等では、子ども自身が意見を発表する場を設けています。</p> <p>■夜間は、各フロアに夜勤者を配置し、夜目覚めた時に安心できるように配慮しています。</p> <p>■今後は、基本的欲求の充足を可能な範囲で受け入れ、子どもの意思を尊重できるより柔軟な環境づくりが望まれます。</p>	
<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■常日頃より子どものことを把握し、挑戦する力や努力していることを見つけて励まし、賞賛するように努め、子どもの年齢や性格、発達等に応じて、自主性や自立性を高めるための見守りや声かけを行なっています。</p> <p>■子ども自ら考え行動することを促すも、繰り返し指導しなければ理解できない子どもに対しては、失敗した時には挑戦した過程を認めながら、失敗した理由を一緒に考えるようにしています。今後も、一人ひとりの子どもの力を信じ見守る姿勢を大切にし、子ども自らが判断し行動することを保障していくあり方の継続が期待されます。</p>	
<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■各ホームの談話室には、漫画や図書のほか、ピアノ、テレビ、ゲーム、パソコン等を用意し、興味あるものを自由に活用する環境が整っています。また、季節毎に雛飾りや五月人形が飾られます。</p> <p>■地域の行事や活動を把握し、公園や図書館、プラネタリウム等の公共施設を利用しています。また学習塾や学習ボランティアを活用し、さらに法人内の幼稚園の通園や、個別状況に応じて医療型児童発達支援センターも活用しています。</p>	
<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■生活上のルールやマナーを職員自身が自ら示すことで、子どもが自然と身につけていくことを促しています。また自分の気持ちをできるだけ、言葉にして表すことができるよう、多様な言葉を用いてやり取りをして支援しています。</p> <p>■小学生は、地域の子ども会活動に参加し社会性を学ぶ機会を設けています。また中高生は高齢者施設でのボランティア活動やアルバイト等を通じて、社会的ルールの取得を図っています。また常日頃から、ニュースや一般知識に触れ、普段の営みを通して、生活に必要な様々なことがらを学ぶことができるよう支援しています。</p> <p>■今後は、電話やLINEの使用、ネットやSNS等に関する正しい知識が身につくよう、継続的な支援が望まれます。</p>	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■食事スペースは各ホームでカーテンやテーブル、照明が異なり、また季節の花を飾るなどの配慮がなされています。</p> <p>■食事時間は基本的に同じ設定ですが、子どもの年齢や生活状況(高学年年齢児の遅い食事)には配慮されています。</p> <p>■栄養士とホーム職員が随時会議を実施し、嗜好アンケート調査や残食簿の確認を行ない、リクエストメニューを献立に反映しています。</p> <p>■月1回、食材の買い出しから調理、片付けまでホームで行なって、食事についてトータルに学ぶ機会を設けています。</p>	

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

■衣服や靴については、季節ごとに補充・交換しており、子どもたちが選んで購入しています。子ども一人ひとりにクローゼットが設けられ、中高生は衣服の保管・洗濯を自分で行なうようにしています。
■衣類購入は子どもと一緒に出かけ、サイズやTPOに合わせた服装ができるよう支援し、選択決定は子どもが行ないます。
■洗濯ものを畳んだりアイロンがけなども、子どもたちに見えるところで行なって、年齢や発達状況に応じた衣類管理の指導・支援が行なわれています。今後も、こうした取り組みの継続が期待されます。

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

b

【コメント】

■「クリーンデー」を設定し、季節に即した大掃除やワックス掛けを行なっています。
■共有スペースには観葉植物や季節の花を飾るなどして、清潔で明るく家庭的な雰囲気になるよう配慮しています。
■本体施設の子どもの居室空間は、学習机、ベッド、クローゼット、鍵付きロッカーが個別に用意され、各自が気に入ったものを飾ったり、自分好みの部屋にしています。また分園型グループホームでは、全室個室になっており、一人ひとりの個性に合わせた空間づくりがなされています。今後も、快適な住環境に対するさらなる工夫が望まれます。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

b

【コメント】

■学校健診や健康の記録の確認、持病や既往歴等も把握し、毎月身体測定を実施して心身の健康管理を行なっています。
■個々の健康について医師の指示等があれば、毎朝ミーティング時に職員間で情報共有します。必要に応じて嘱託医や心理職に随時相談できる体制も整っています。
■職員間で健康への意識をいっそう高めるため、医療や薬について学ぶ機会を多く設け、知識を深める努力が望まれます。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

■年齢に応じプライベートゾーンの話や絵本の読み聞かせをし、て命の大切さも含めた性に関する教育を行なっています。
■性問題が起こりうる可能性を念頭に、日頃から死角になる場所や子どもたちの距離感、関係性に注意して見守るようになっています。また、性に関する問題行動や心配な点がある場合は、児童相談所や心理職に相談し、必要であれば個別に性教育を行なっています。
■外部から講師（助産師）を招いて性に関する学習会を実施しています。今後は、子どもの発達状況に応じた性教育のカリキュラムやプログラムを作成し、年齢や発達に応じて実施していくことが望まれます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【コメント】

■職員は日々子どもに寄り添い、思いを聞く場を設定するなど理解に努めています。また子ども間のトラブルが生じた際、話し合いの場を設けています。子どもが感情的になった時は、一人ひとりの落ち着ける場所を事前に確認しておき、タイムアウトを用いるなど適切に対応しています。
■問題行動だけを取り上げることなく、問題の要因分析を大切に対応し、その子どもの背景に目を向け気持ちに寄り添いながら、子ども自身が自分の行動を振り返ることができるような指導を心掛けています。
■子どもの問題を担当職員が個人で抱えこまないよう、援助指針や日常生活の援助・支援・指導の基本要領等を活用して意見交換をしながら、施設全体の課題として会議やミーティング等で検討され、必要に応じて各関係機関とも協議を行ない対応しています。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

■事業計画には、子どもの権利擁護や職員に求められる姿勢や資質が記載されており、毎年度当初、職員に手渡され周知されています。各ホームに設置された意見箱は、子ども間暴力の発生予防のためでもあり、気持ちの把握に努めています。
■日頃から建物の構造上の死角や子どもたちとの距離感、関係性を注意して見守り、その都度個別に話を聞くなどして問題解決に取り組んでいます。さらに権利ノートや生活のしおり等を活用しながら、子どもたちと定期的な話し合いの場を持つことに努めています。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【コメント】

■心理的ケアが必要な子どもについては、施設内や通所による心理療法を活用しています。また、心理士は各ホーム会議に参加し、個々の子どもの情報を共有し、施設全体で子どもへの心理的なサポートが行なえるように取り組んでいます。
■自立支援計画作成には心理職も参画し、共に子どもの問題性や課題を把握し、心の安定を図ることに努めています。また、心理療法の対象児童は、個々の主訴用紙を作成して心理職と協議のうえ決定しています。
■児童相談所との連携は図られていますが、対象となる子どもの保護者への定期的な助言・援助については、今後さらなる取り組みの充実を図っていくことが望まれます。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

■個別に学習机を用意して学習環境を整えています。また週5日生活プログラムの中に1時間の学習時間を設けています。さらに子ども一人ひとりに学習計画を設け、子どもの理解に合わせたワークを準備して取り組み、基礎学力の定着に努めています。
■学力に課題のある子どもに対しては、通級クラスや支援学校を積極的に利用して学習意欲低下を防ぐ支援をしています。またボランティアによる学習指導や地域の学習塾も活用し、進学にむけて個々の学力に応じた対策を講じています。
■各学校とは、日頃より連絡帳や電話、学校訪問等で連絡を取りながら、子どもの情報共有や理解に努めています。

	② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
<p>■進路選択に必要な学校や求人情報資料の収集、見学会への参加等、子ども自らが判断ができるように支援しています。</p> <p>■できる限り不安を取り除くために奨学金等のより具体的な情報提供を行なっています。</p> <p>■退学や就職等の進路変更など、自立に不安のある児童に対しては、施設生活の継続なども視野に入れながらケースに応じた支援に努めています。</p>		
	③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>■退所後の社会自立に備え、社会経験を積むことを目的にアルバイトの奨励を行い、また老人施設へのボランティアや施設行事の手伝い、一人生活体験の実施、施設児童対象の企業からの職場見学会やアフターケア協会主催のソーシャルスキルトレーニング等々を活用しています。そのプロセスで、評価と反省を繰り返しながら、子ども自身が自分の課題を見つけ、取り組んでいけるように支援しています。</p> <p>■職場実習や職場体験、アルバイトに不安がある子どもには、施設内調理場でのアルバイト体験を提供するなど、できる限り社会経験の拡大に取り組んでいます。</p> <p>■運転免許等、アルバイトや就労に向けた資格取得を積極的に奨励しています。今後は、アルバイト受け入れ協力事業所の新規開拓を図り、社会経験の場・機会の拡大へ、いっそうの取り組みが望まれます。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
	① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】		
<p>■施設の機能と役割として、子どもたちの家庭引き取りを目標に親子関係の調整に努めています。また保護者に対しては、可能な限り施設見学や説明を行うことで、子どもたちの施設生活に家族から安心が得られるように配慮しています。</p> <p>■面会や外泊時には、保護者と子どもについて情報交換を行っています。外泊中の様子から保護者の困り感を見つけ、相談・助言等を行い、親子関係の構築に努めています。また子どもへは、施設に戻ってから話を聞いたり、様子を見守ったり、外泊中の様子を把握するようにしています。保護者の思いを代弁して伝える等し、子どもの思いを引き出しています。</p> <p>■家庭支援専門相談員や担当職員を中心に、家族からの相談対応や家族関係の調整、面会・外出・一時帰宅を通しての家族との関係づくりにも取り組んでいます。また、施設・学校行事の情報提供を行い、参加の促しを行っています。</p>		
(11) 親子関係の再構築支援		
	① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■児童相談所からの援助計画をもとに自立支援計画を作成し、各ホーム会議等で親子関係の再構築支援方針の共有化を図り、実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>■外出・帰宅や家庭訪問、また親子訓練室を活用して交流を重ねたり、子どもの生活の様子から頑張りや課題を伝え、保護者の養育力向上に向けた取り組みも行なっています。家族再構築に向けては、児童相談所等と定期的に話し合いを行ない、保護者・子ども共に課題を設けて、計画の実現を目指しています。</p>		